

奈良県告示第二百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項又は第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和六年九月二十日

奈良県知事 山下 真

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	変更事項		変更年月日
				旧	新	
株式会社 モノリス	京都府木津 川市相楽台 五丁目八 二―一〇三	訪問看護 ステーション こころ生駒	生駒市西松 ケ丘三―五 七 エルミ タージュ雅 一〇F号室	（開設者） 株式会社 サンライズ （主たる 事務所の 所在地） 北葛城郡 広陵町み ささぎ台 三五―一 七一〇一	（開設者） 株式会社 モノリス （主たる 事務所の 所在地） 京都府木 津川市相 楽台五丁 目八―二 一〇三	令和六年六 月一日

株式会社 モノリス	京都府木津 川市相楽台 五丁目八一 二一〇三	訪問看護 ステーシ ョンここ ろ	北葛城郡広 陵町みささ ぎ台三五一 一七一〇 一	(開設者)	(開設者)	令和六年六 月一日
医療法人 健和会	天理市中之 庄町四七〇 番地	天理訪問 看護ステ ーション ひまわり Ⅱ	天理市中之 庄町四八三 番地	(事業所 所在地) 天理市三 島町一二 五一	(事業所 所在地) 天理市中 之庄町四 八三番地	令和六年八 月一日
				一 七 一 〇 三 五 一 一 七 一 〇 一 〇 三	一 七 一 〇 一 〇 三	
				事務所の 所在地) 北葛城郡 広陵町み ささぎ台 三五一一 七一一〇	事務所の 所在地) 京都府木 津川市相 楽台五丁 目八一二 一〇三	